

(表1) 受験資格及び免除範囲

受験・免除資格		受験に必要な 実務経験年数	免除範囲				
			実技	学科			
				指導方法	系基礎	専攻	
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者	1年					
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者	1年					
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年					
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年					
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)	1年	合格と認められる科目について免除				
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)※1	—	合格と認められる科目について免除				
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者	0年			免除	免除	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者	1年			免除	免除	
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	2年					
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者	3年					
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者	3年					
学校教育法によるもの	大学において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年			免除	免除	
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年					
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年			免除	免除	
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年					
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業生	5年					
	厚生労働大臣 指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	3年			
			3年制	2年			
		高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	4年			
3年制			3年				
実務経験のみの者		8年					
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者(表3参照)		0年	免除		免除	免除	
免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路接続」「バルコニー施工」合格者		0年					
免許職種に関し技能検定2級合格者		0年	免除				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	免除				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(指導方法)に合格した者		—		免除			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者		—			免除		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち専攻学科)に合格した者		—				免除	
職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者 (当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科のみ)※1		—			免除		
免許職種と同一系の職業訓練指導員免許を受けた者※1		—		免除	免除		
免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許を受けた者※1		—		免除			
(表2)に掲げる他の法令により試験の免除を受けることができる者		(表2)参照					

・「免除」は免除される範囲を示します。

・受験に必要な実務経験は、受験する免許職種に関するものかつ、受験資格を満たしてからの実務経験年数となります。

・技能検定職種の「電子回路接続」、「バルコニー施工」は、試験免除の対象にはなりません。

※1 別途、受験する免許職種について受験資格を有している必要があります。